議案第１７号資料

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改　正　後	現　　行
（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 ３　略	（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略 ３　略